

日向市ごみ処理実施計画
令和 7（2025）年度

令和 7（2025）年 4 月
日向市

目 次

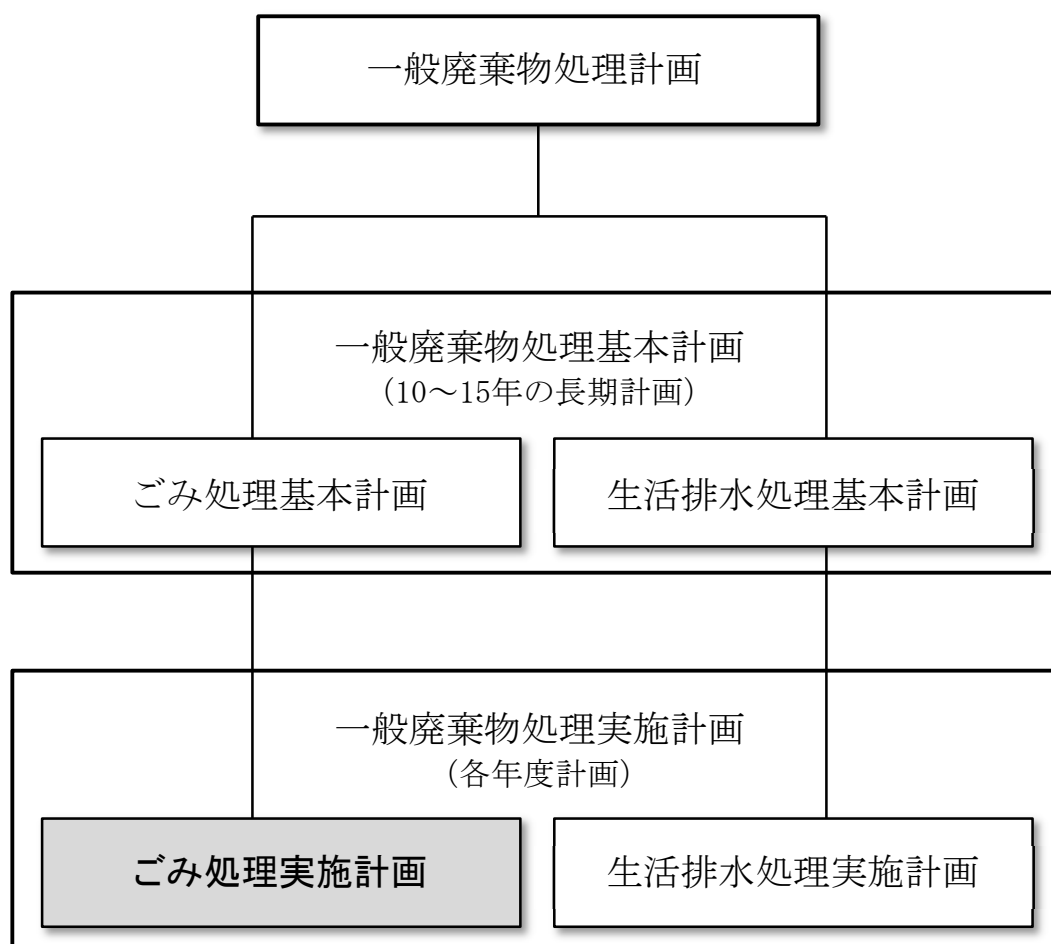
I	総則	1
1	計画の位置付け	1
2	計画の対象区域	1
3	計画の期間	1
II	排出量・処理体制	2
1	一般廃棄物の排出の状況	2
2	一般廃棄物の処理主体	3
3	一般廃棄物処理業許可方針	6
III	実施計画	7
1	排出抑制・資源化計画	7
2	収集運搬計画	10
3	中間処理計画	14
4	最終処分計画	17
5	その他	18
	別表	19
	別表 1 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧	19
	別表 2 家庭系ごみ分別区分一覧表	20
	別表 3-1 燃やせるごみ収集日程	22
	別表 3-3 資源物 ^{※1} （プラスチック製容器包装を除く。）回収日程	23
	別表 3-4 プラスチック製容器包装回収日程	24

別添 令和 7（2025）年度一般廃棄物（ごみ）処理フロー図

I 総則

1 計画の位置付け

本計画は、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び循環型社会の構築を目指し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」といいます。）に基づき策定されたごみ処理基本計画の目標達成のため、ごみの発生及び排出の抑制、資源化の推進及び適正処理体制の確保について、計画年度において必要な事項を定めたものです。



一般廃棄物処理計画の構成とごみ処理実施計画の位置付け

2 計画の対象区域

本市の市内全域

3 計画の期間

令和7（2025）年4月1日 から 令和8（2026）年3月31日 まで

Ⅱ 排出量・処理体制

1 一般廃棄物の排出の状況

一般廃棄物の排出量（令和 6（2024）年度実績）

（表 1）

一般廃棄物の種類	排出量 ^{※1}
燃やせるごみ ^{※2} 焼却系粗大ごみ ^{※3}	15, 150 t
燃やせないごみ ^{※4} 破碎系粗大ごみ ^{※5} 有害ごみ ^{※6}	1, 090 t
資源物 ^{※7}	2, 800 t
合計	19, 040 t

※ 1 排出量 : 本市が処理する一般廃棄物の量（市が処理する不法投棄物、海岸漂着物を含む。）

数値は過年度実績から算出し、10 t 単位で整理しています。

※ 2 燃やせるごみ : 本市が焼却処理するとしたもの

※ 3 焼却系粗大ごみ : 上記※ 2 のうち、一辺がおおむね80cmを超えるもの

※ 4 燃やせないごみ : 本市が主に破碎処理するとしたもの

※ 5 破碎系粗大ごみ : 上記※ 4 のうち、一辺がおおむね80cmを超えるもの

※ 6 有害ごみ : 蛍光管、乾電池、使い捨てガライター、水銀体温計等

※ 7 資源物 : 資源化のため上記※ 2 ～ 6 以外に分別排出するとしたもの

2 一般廃棄物の処理主体

(1) 家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系ごみ」といいます。）

(表2)

一般廃棄物の種類	収集運搬	中間処理	最終処分
燃やせるごみ	市（委託 ^{※4} ）	市（直営 ^{※7} ） ※施設の運転管理は委託	市（直営）
焼却系粗大ごみ	排出者 許可業者 ^{※5}	市（直営 ^{※7} ） ※施設の運転管理は委託	市（直営）
燃やせないごみ	市（委託 ^{※4} ）	市（委託）	市（直営）
破砕系粗大ごみ	排出者 許可業者 ^{※5}	市（委託）	市（直営）
有害ごみ	市（委託 ^{※4} ）	市（委託）	市（直営・委託）
資源物	市（委託 ^{※4} ）	市（委託）	—
一時多量ごみ ^{※1}	排出者 許可業者 ^{※5}	市（直営・委託） 許可業者	市（直営）
在宅医療廃棄物 ^{※2} （鋭利な物等）	排出者	専門業者 ^{※6}	専門業者 ^{※6}
排出禁止物 ^{※3}	排出者 許可業者 ^{※5} 専門業者 ^{※6}	販売店 専門業者 ^{※6}	販売店 専門業者 ^{※6}

※1 一時多量ごみ : 引越し、樹木の剪定等に伴い一時的に多量に発生するごみ

※2 在宅医療廃棄物 : 在宅医療廃棄物のうち、市では収集しないもの

※3 排出禁止物 : 日向市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成18年日向市条例第40号。以下「条例」といいます。）第16条で定める一般廃棄物

※4 委託 : ごみや資源物の排出困難世帯に対する個別収集（まごころ収集）や不適正に排出されたごみの調査収集等は直営

※5 許可業者 : 別表1のとおり

※6 専門業者 : 当該廃棄物の処理に必要な許可、認定及び指定等を有する業者又は当該廃棄物を適正に処理することができる業者

※7 直営 : 門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村との共同処理

Ⅱ 排出量・処理体制

(2) 事業活動^{※1}に伴い排出される一般廃棄物(以下「事業系ごみ」といいます。)

(表3)

一般廃棄物の種類	収集運搬	中間処理	最終処分
燃やせるごみ 焼却系粗大ごみ	排出者 許可業者	市(直営) ※施設の運転管理は委託	市(直営)
破砕系粗大ごみ	排出者 許可業者	市(委託)	市(直営)
資源物	排出者 許可業者 リサイクル業者 ^{※2}	市(委託) 許可業者 リサイクル業者 ^{※2}	—
一時多量ごみ	排出者 許可業者 リサイクル業者 ^{※2}	市(直営・委託) 許可業者 リサイクル業者 ^{※2}	市(直営)

※1 事業活動 : 製造業や建設業等の工業に限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動や水道事業、学校等の公共事業も含めた広義の概念となります。

※2 リサイクル業者: 法第7条第1項又は第6項のただし書に規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬又は処分する業者

(3) 産業廃棄物（条例第17条関係）

本市が主体となり処理する一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物（以下「あわせ産廃」といいます。）の処理については、上記（2）と同様の体制とします。

なお、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物は次のとおりとします。

- ア 従業員等の個人消費に伴い発生したもの
- イ 日用品程度の事務用品
- ウ 自治会、PTA、スポーツ少年団等が主催者となり開催したイベント等で発生したもの（ただし、不特定多数の来場者がいない場合や営利を目的とした業者が出店していない場合に限ります。以下「イベントごみ」といいます。）
- エ 公共の場所において自治会等が主体となり実施した清掃活動で発生したもの（以下「地域清掃ごみ」といいます。）
- オ 日向市浄化センターで発生した下水し渣
- カ 旧富高鉱山で発生した鉱業廃棄物
- キ 道路しゅん濇等で発生したもののうち管理者等と協議し市が処理するものとした廃棄物
- ク その他、市が生活環境の保全上、処理することが必要であると認めるもの

3 一般廃棄物処理業許可方針

法第7条第5項及び第10項に規定される一般廃棄物処理業の許可に関する市の方針については、次のとおりとします。

(1) 新規許可

ア 収集運搬業

既存の許可業者の処理能力、処理実績及び本市における一般廃棄物の排出量が今後も減少傾向が続くと見込まれることを総合的に勘案し、また、現行の体制で適正な処理が確保されていることから、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として新規の許可はしないものとします。

ただし、ごみの減量化・資源化を目的とした処分業と併せて収集運搬を行う場合で、当該廃棄物が適正に処理されることが確実であるものについては、事業計画等を審査した上、必要に応じて条件を付して新規に許可するものとします。

なお、原則として積替保管は許可しません。

イ 処分業

ごみの減量化・資源化を目的とした処分を行う場合又は現行の体制で適正な処理が困難なごみを処分する場合において、当該廃棄物が適正に処理されることが確実であるものについては、事業計画等を審査した上、必要に応じて条件を付して新規に許可するものとします。

なお、本市の区域外で発生したごみの処分又は埋立てを目的とした処分は、原則として許可しません。

(2) 更新許可等

既存の許可業者については、法及び関係法令、条例及び同施行規則、許可基準及び許可するにあたって付した条件の遵守状況や処理実績を審査した上で更新を許可するものとします。

また、事業範囲の変更については、上記(1)を適用するものとします。

Ⅲ 実施計画

1 排出抑制・資源化計画

(1) 排出抑制方法及び適正処理に関する啓発活動

(表 4)

施 策	内 容
生ごみ減量化の推進	・ 家庭系の燃やせるごみの約半分を占める生ごみの減量化を推進するため、「生ごみの水切り、ひとしぼり」の普及啓発を図ります。 ・ 生ごみ処理容器（コンポスト、EMバケツ、生ごみカラット）を無償で貸与します。 ・ 食品ロスを削減するため、「食材を買い過ぎない・使い切る・食べ切ることの実践」「30・10（さんまる・いちまる）運動」の普及啓発を図ります。
4 R の推進	・ 「三つの買物運動」（レジ袋お断り、簡易包装、買物袋持参）の普及啓発を図ります。 ・ 4 R（ごみの発生抑制と再使用）についての意識向上を図るため、リターナブル瓶の店頭回収の利用やイベントでのリユース食器使用等、具体的な実践例の普及啓発を図ります。 ・ 不用品交換制度の導入を検討し、粗大ごみ等の減量化に努めます。
事業系ごみ減量化の推進	・ 多量排出事業者にごみの減量化、資源化を促すため、効果的な啓発方法や制度の導入に向けた情報収集を行います。
資源物回収の推進	・ 現在の5種12品目の回収継続と取組の定着化を図るため、啓発活動を行います。 ・ 資源物回収品目の拡大に向けた情報収集を行います。 ・ 資源物の円滑なリサイクルを図るため、不適合物の混入を抑制し、品質を確保するための取組を行います。
古紙類リサイクルの推進	・ 事業者にも古紙類の資源化を促すため、資源化可能な文書の分別排出と資源化処理の取組の普及啓発を図ります。
剪定樹木リサイクルの推進	・ 家庭や事業所から排出される剪定樹木の一部について、チップ化、薪化して資源化を図ります。 ・ 市が管理する公園の刈り芝についても、上記チップと混合して資源化を図ります。

Ⅲ 実施計画

施 策	内 容
排出ルールの上向	・ 不適正に排出されたごみの調査収集や戸別訪問等の啓発活動を行うとともに、ごみ減量化推進員や集合住宅の管理会社と連携、協力して、不適正排出を防止する対策を講じます。 ・ 市民の分別意識の状態を把握するため、集積所における排出段階のごみについて組成を調査します。
事業系ごみの適正処理の推進	・ 焼却施設に搬入する収集車両の内容物検査（展開検査）や排出事業所及び許可業者への立入検査を行い、事業系ごみの適正処理の推進を図ります。また、家屋等の自己解体ごみ等についても事前に現地確認を行い、適正処理を推進します。 ・ 許可業者への講習会や排出事業所への出前講座を通して、ごみの減量化、資源化について普及啓発を図ります。
不法投棄防止対策の実施	・ 不法投棄の重点的なパトロールや、調査回収を行うとともに、関係機関と協力した監視体制の強化を実施します。特に多発地域への監視カメラ設置による徹底した調査を実施し、不法投棄抑制を図ります。 ・ 看板の設置やパネルの展示により、不法投棄撲滅のための啓発活動を行います。
きめ細やかな収集	・ ごみ等の排出が困難な世帯に対する戸別収集（まごころ収集）を行います。 ・ クリーンステーションや資源物集積所の管理を支援するため、散乱防止用ネットの無償貸与や啓発看板の設置を行います。
情報提供の充実	・ 市の広報紙やホームページ、地元メディアを積極的に活用し、ごみやりサイクルに関して分かりやすい情報の提供と内容の充実を図ります。 ・ 市民が情報を入手する際の利便性を図るため、「適正処理ガイドブック」の配布、スマートフォン利用者へ「市公式アプリ」やSNS等での配信を推進します。
環境学習の推進	・ 幅広い年齢層を対象に、出前講座、施設見学、職業体験学習等を、環境面からSDGs（持続可能な開発目標）を支える学習に努めます。
市民との連携の推進	・ 地域でのごみの減量化、資源化を推進するため、地域の実情に応じてごみ減量化推進員を配置します。 ・ 自治会や市民団体と連携し、環境保全及び循環型社会構築の取組を推進するとともに、その自主的な活動を支援します。
事業者による自主的な取組の推進	・ 事業者による店頭回収や簡易包装、ごみを出さない自主的な商品やサービスの提供を促進するため、事業者の環境意識の向上につながる効果的な制度の導入を検討します。

(2) 資源化方法及び量

(表 5)

項 目	概 要	資源化量
古紙類	古紙類の分別収集を実施し、再生紙の原料として資源化を図ります。	1, 190 t
古布類	古布類の分別収集を実施し、固形燃料の原料として資源化を図ります。	230 t
あきびん	あきびんの分別収集を実施し、容器包装リサイクル法 ^{※1} に基づき資源化を図ります。	300 t
ペットボトル	ペットボトルの分別収集を実施し、容器包装リサイクル法 [※] に基づき資源化を図ります。	190 t
缶類	缶類の分別収集を実施し、金属製品の原料として資源化を図ります。	170 t
プラスチック製 容器包装	プラスチック製容器包装の分別収集を実施し、容器包装リサイクル法 [※] に基づき資源化を図ります。	580 t
リユースびん	処理施設においてリユースびんを選別し、再使用業者に引き渡し、資源化を図ります。	3 t
乾電池	乾電池の分別収集を実施し、金属製品の原料等として資源化を図ります。	20 t
蛍光管	蛍光管の分別収集を実施し、処理施設において選別後、ガラス製品等として資源化を図ります。	0. 3 t
小型家電	処理施設において小型家電を選別し、小型家電リサイクル法 ^{※2} に基づき資源化を図ります。	23 t
金属類	処理施設において金属類を回収し、金属製品の原料として資源化を図ります。	290 t
剪定樹木	処理施設に搬入された剪定枝を破碎・粉碎し、チップ化、薪化して資源化を図ります。	86 t
家具等	家具等を処理施設で破碎して発生した木くず又はプラスチック類は、固形燃料の原料として資源化を図ります。	390 t
家電リサイクル 法 ^{※3} 対象物	家電リサイクル法対象物は、排出者の責任において処理するものとします。	—
資源有効利用促 進法 ^{※4} 対象物	資源有効利用促進法に定める指定再資源化製品のうち、小型充電式電池は、排出者の責任において処理するものとします。	—
広域認定制度 ^{※5} 認定物	認定物のうち、二輪車、FRP船、消火器、火薬類、鉛蓄電池は、排出者の責任において処理するものとします。	—

※ 1 容器包装リサイクル法： 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

※ 2 小型家電リサイクル法： 使用済小型電子機器等の資源化の促進に関する法律

※ 3 家電リサイクル法： 特定家庭用機器再商品化法

※ 4 資源有効利用促進法： 資源の有効な利用の促進に関する法律

※ 5 広域認定制度： 法第 9 条の 9 に規定される広域的処理に係る特例制度

2 収集運搬計画

(1) 市による定期収集（家庭系ごみ）

(表 6)

一般廃棄物の種類 ^{※1} (分別区分)	収集回数 ^{※2}	収集等の方法	収集量
燃やせるごみ	週 2 回	指定袋 ^{※3} に収納して集積所 ^{※4} に排出 ^{※5} されたものを収集車両で収集します。	8,120 t
燃やせないごみ 有害物	月 1 回	指定袋 ^{※3} に収納して集積所 ^{※4} に排出 ^{※5} されたものを収集車両で収集します。	260 t
プラスチック製 容器包装	週 1 回	指定袋 ^{※3} に収納して集積所 ^{※4} に排出 ^{※5} されたものを収集車両で収集します。	610 t
古紙類	月 2 回	ひもで十字にしばったもの又は紙袋に収納して集積所 ^{※4} に排出 ^{※5} されたものを収集車両で収集します。	860 t
古布類	月 2 回	ひもで十字にしばったもの又は指定袋 ^{※3} に収納して集積所 ^{※4} に排出 ^{※5} されたものを収集車両で収集します。	140 t
あきびん	月 2 回	市が集積所 ^{※4} に設置するコンテナ ^{※6} に排出 ^{※5} されたものを収集車両で収集します。	250 t
ペットボトル	月 2 回	指定袋 ^{※3} に収納して集積所 ^{※4} に排出 ^{※5} されたものを収集車両で収集します。	180 t
缶類	月 2 回	指定袋 ^{※3} に収納して集積所 ^{※4} に排出 ^{※5} されたものを収集車両で収集します。	150 t

※ まごころ収集については、日向市まごころ収集事業実施要綱（令和 3（2021）年 4 月 1 日日向市告示第 90 号）に基づき、回数及び方法等を決定し、収集するものとします。

※ 台風等で風雨が強い場合は、次回の決められた日に収集するものとします。

※ 1 種類 : 具体的な対象物は別表 2 のとおり

※ 2 収集回数 : 地域ごとの収集日程は別表 3 のとおり

※ 3 指定袋 : 条例施行規則第 3 条第 3 項第 1 号に規定する指定袋（容量が 15～45 ℓ、厚さが 0.025mm 以上の完全透明袋）

※ 4 集積所 : 条例施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する集積所
なお、ごみ等については、おおむね 30～50 世帯につき 1 か所とし、市が交通安全上支障がないと判断した場所とする。また、集積所におけるボックス等の工作物設置は原則として認めない。

※ 5 排出 : 最寄りの集積所に、決められた日の朝、8 時 40 分までに排出するものとします。

※ 6 コンテナ : 東郷町域は指定袋に収納して集積所に排出するものとします。

(2) 許可業者による収集運搬

(表 7)

一般廃棄物の種類		収集等の方法	収集量
家庭系ごみ (粗大ごみ・一時多量ごみ)		排出者が許可業者に依頼し、収集運搬するものとします。 分別区分は、(表 6) を適用するものとします。	3, 950 t
事業系ごみ (あわせ産廃を含む。)		排出者が許可業者に依頼し、収集運搬するものとします。 分別区分は、家庭系ごみと同様とします。	
地域清掃ごみ		排出者が許可業者に依頼し、収集運搬するものとします。 分別区分は、可燃系ごみ・不燃系ごみ・資源物 ^{※1} とします。	
イベントごみ		排出者が許可業者に依頼し、収集運搬するものとします。 分別区分は、事業系の一般廃棄物に該当するものは家庭系ごみと同様とし、廃プラスチック等は産業廃棄物の種類別に分別するものとします。	
側溝汚泥 ^{※2}		排出者が許可業者に依頼し、収集運搬するものとします。	47 t

※ 1 資源物 : そのままの状態で収集運搬が可能なものとします。

※ 2 側溝汚泥 : 道路側溝に堆積した泥状物であって、自治会が主体となり実施した清掃活動で発生したものに限ります。

(3) 排出者による搬入

(表 8)

一般廃棄物の種類		搬入の方法 ^{※1}	搬入量
家庭系ごみ (粗大ごみ・一時多量ごみ・パソコン)		分別区分は、(表 6)を適用し、処理施設が定める受入日時に搬入するものとします。	4, 499 t
事業系ごみ (あわせ産廃を含む。)		分別区分は、家庭系ごみと同様とし、処理施設が定める受入日時に搬入するものとします。	
	地域清掃ごみ ^{※2}	分別区分は、可燃系ごみ・不燃系ごみ・資源物とし、処理施設が定める受入日時に搬入するものとします。	
	イベントごみ	分別区分は、事業系の一般廃棄物に該当するものは家庭系ごみと同様とし、廃プラスチック等は産業廃棄物の種類別に分別し、処理施設が定める受入日時に搬入するものとします。	

※ 1 搬入の方法 : 搬入に当たっては、法第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準を遵守するものとします。また、当該施設の係員の指示に従うとともに、必要に応じて本人確認及び排出状況を確認するための届出書の記入等に協力するものとします。

※ 2 地域清掃ごみ : 公共の場所のボランティア清掃で、実施主体自ら処理施設に搬入することが困難な場合に限り、事前協議の上、市が収集運搬することができるものとします。

(4) 排出禁止物等の収集運搬 (条例第 16 条関連)

(表 9)

一般廃棄物の種類		収集等の方法
家電リサイクル法対象物		引取義務がある小売業者又は製造業者が指定する引取場所に直接持ち込む若しくは許可業者に収集運搬を依頼するものとします。
資源有効利用促進法対象物	パソコン	引取義務がある製造業者又は輸入事業者へ回収を依頼し、自作パソコンは一般社団法人パソコン 3 R 推進協会に回収を依頼するものとします。ただし、市で受入れできるパソコンについては、排出者が処理施設に搬入することもできるものとします。
	小型充電式電池	一般社団法人 J B R C が行う小型充電式電池リサイクルにおけるリサイクル協力店に直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。

Ⅲ 実施計画

一般廃棄物の種類		収集等の方法
広域認定制度対象物	二輪車	公益財団法人自動車リサイクル促進センターが行う二輪車リサイクルシステムにおける指定引取場所又は廃棄二輪車取扱店に直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。
	F R P 船	一般社団法人日本マリン事業協会が行うF R P 船リサイクルシステムにおける登録販売店に回収を依頼するものとします。
	消火器	一般社団法人日本消火器工業会が行う消火器リサイクルシステムにおける特定窓口又は指定引取場所に直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。
	火薬類	一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会が指定する認定販売店に直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。
	自動車用鉛蓄電池 二輪車用鉛蓄電池	一般社団法人鉛蓄電池資源化協会が行うリサイクルシステムにおける登録事業者（販売店等）に直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。
自動車用タイヤ 二輪車用タイヤ		タイヤ販売店に直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。
特別管理一般廃棄物※		特別管理産業廃棄物処分業者に直接持ち込む、又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼するものとします。
在宅医療廃棄物		在宅医療廃棄物のうち、注射針、採血用穿刺針及び翼状針等の鋭利な物又は注射筒等の注射針を伴う医療器具は、提供を受けた医療機関又は調剤薬局へ返却するものとします。
有害性のあるもの 爆発性のあるもの 引火性のあるもの (特別管理一般廃棄物を除く。)		劇物、毒物、農薬等の有害性のあるもの、プロパンガスボンベ、酸素ボンベ等の爆発性のあるもの、ガソリン、灯油、シンナー、塗料等の引火性のあるものについては、購入した販売店又は専門業者に引取りを依頼するものとします。 なお、フロン類使用製品については、市内のフロン類回収協力業者で無害化处理したものに限り、市の処理施設に持ち込めるものとします。
上記以外のもので、市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせるもの		大型ピアノ、大型機械器具（耕運機等）、耐火金庫（手提げ金庫を除く。）、自動車及び二輪車解体部品（タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等）、家屋等の自己解体に伴う多量の建設廃材（木くず・コンクリートがら等）、多量の事業系一般廃棄物（資源化可能な古紙類、又は木くず類等）等の市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせるものは、購入した販売店、処分業許可業者又は専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとします。

※ 特別管理一般廃棄物： 法第2条第3項に規定されたもの

3 中間処理計画

(1) 処理施設の概要(容器包装リサイクル法に基づく再商品化事業者は省略します。)

ア 市(直営・委託)による中間処理

(表10)

施設名	日向東臼杵広域連合清掃センター(直営 ^{※1}) ※ 施設の運転管理は委託
所在地	日向市大字富高2192番地
処理方式	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ炉)
処理能力	160t/24h(80t/24h×2基)
取扱廃棄物	燃やせるごみ、焼却系粗大ごみ、可燃性残さ ^{※2} 、犬猫等の死体

※1 直営 : 門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村との共同処理

※2 可燃性残さ : 燃やせないごみ等の処理残さで資源化できないもの

(表11)

施設名	日向市剪定樹木リサイクル施設(直営)
所在地	日向市大字富高2192番地
処理方式	粉碎
処理能力	40m ³ /日(8h)
取扱廃棄物	剪定樹木

(表12)

施設名	株式会社黒田工業ひゅうがりサイクルセンター(委託)				
所在地	日向市竹島町1番地86				
処理方式	破碎・選別	選別・圧縮梱包	選別・圧縮	粉碎	固形燃料化
取扱廃棄物	燃やせないごみ 破碎系粗大ごみ 122.4t/日(24h)	ペットボトル プラスチック製容器包装 13.92t/日(24h)	空き瓶 8.8t/日(8h) 缶類 17.6t/日(8h)	木くず [*] 5.0t/日(8h)	古布類 可燃性残さ ^{※1} 61.44t/日(24h)
処理能力	プラスチック製 容器包装 76.8t/日(24h)				

※1 可燃性残さ : 燃やせないごみ等の処理残さで資源化可能なもの

(表13)

施設名	株式会社日向(委託)
所在地	日向市大字日知屋17062番地50
処理方式	選別・圧縮梱包
処理能力	64t/日(8h)
取扱廃棄物	古紙類

Ⅲ 実施計画

(表14)

施 設 名	有限会社クリーン日向（委託）
所 在 地	日向市大字富高5961番地 1
処 理 方 式	選別・圧縮
処 理 能 力	5.76t/日(8h)
取 扱 廃 棄 物	飲食用缶

(表15)

施 設 名	民間処理施設（委託）
処 理 方 式	資源化处理、無害化处理
取 扱 廃 棄 物	蛍光管、乾電池、小型家電

イ 処分業許可業者による中間処理

(表16)

施 設 名	株式会社日向衛生公社食品リサイクルプラント
所 在 地	日向市大字財光寺1394番地
処 理 方 式	発酵堆肥化
処 理 能 力	0.38t/日(20h)
取 扱 廃 棄 物	生ごみ

(表17)

施 設 名	株式会社黒田工業ひゅうがリサイクルセンター				
所 在 地	日向市竹島町 1 番地86				
処 理 方 式	破碎・選別	圧縮梱包	選別・圧縮	粉碎	固形燃料化
取 扱 廃 棄 物	不燃物・粗大ごみ、木くず 122.4t/日(24h)	廃プラスチック類 紙くず 13.92t/日(24h)	瓶 8.8t/日(8h)	木くず 5.0t/日(8h)	廃プラスチック類 木くず 紙くず 繊維くず 61.44t/日(24h)
処 理 能 力	廃プラスチック類 76.8t/日(24h)		缶 17.6t/日(8h)		

(表18)

施 設 名	日向環境株式会社	
所 在 地	日向市大字平岩3987番地11	
処 理 方 式	破碎	
処 理 能 力	100.76t/日(8h)	400t/日(8h)
取 扱 廃 棄 物	木くず	がれき類（コンクリート殻等）

(2) 種類別内訳量及び残さの処理方法等

(表19)

処理施設	一般廃棄物の種類	搬入者	処理量	残さの処理方法及び量	
				処理方法	処理量
表(10)	燃やせるごみ	市（直営）	210 t	埋立て	1,740 t
		市（委託）	7,910 t		
	燃やせるごみ 焼却系粗大ごみ	排出者	3,090 t		
		許可業者	3,930 t		
	可燃性残さ	市（委託）	14 t		
表(11)	剪定樹木	排出者	86 t	資源化	86 t
表(12)	燃やせないごみ 有害ごみ 資源物	市（直営）	6 t	埋立て	300 t
		市（委託）	1,460 t		
	燃やせないごみ 破碎系粗大ごみ 有害ごみ 資源物	排出者	990 t	焼却	14 t
		許可業者	21 t		
表(13)	古紙類	市（委託）	1,190 t	資源化	1,190 t
表(14)	飲食用缶	市（委託）	130 t	資源化	130 t
表(15)	蛍光管 乾電池 小型家電	市（委託）	43 t	資源化	43 t

4 最終処分計画

(1) 最終処分場の概要

(表20)

施設名	日向市一般廃棄物最終処分場（第4期埋立地）
所在地	日向市大字富高字塚本1440番地外
埋立面積	12,700m ²
全体容量	127,000m ³
残余容量	約38,388m ³ ※1
埋立方式	セル方式
埋立構造	準好気性埋立
埋立廃棄物	焼却残さ、不燃残さ、側溝汚泥
水処理方式	回転円盤＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭

※1 残余容量： 令和7（2025）年3月末現在

(2) 種類別内訳量及び年間埋立量

(表21)

一般廃棄物の種類	搬入者	埋立量
焼却残さ	市（委託）	1,740 t
不燃性残さ	市（委託）	300 t
側溝汚泥	許可業者	47 t

5 その他

(1) 共同処理に関する事項

可燃系ごみの中間処理については、日向市・門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村が設置した日向東臼杵広域連合により共同処理します。

また、可燃系ごみの中間処理後の焼却残さについては、日向市一般廃棄物最終処分場で埋立処分するものとします。

なお、構成市町村の可燃系ごみの処理見込量は下表のとおりです。

(表22)

構成市町村名	搬入量	搬出量（焼却残さ）
日向市	15,160 t	1,740 t
門川町	4,680 t	540 t
美郷町	820 t	100 t
諸塚村	180 t	30 t
椎葉村	360 t	50 t

(2) 区域外処理に関する事項

(ア) あきびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装については容器包装リサイクル法に基づき処理するため、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が行う入札の結果により、再商品化事業者引き渡します。

(イ) 蛍光灯、乾電池、小型家電については、市内に適正に処理できる一般廃棄物処理施設がないため、市外の業者に処理を委託するものとします。

(ウ) 本市以外の町村が市内の廃棄物処理業者に処理を委託する一般廃棄物については下表のとおりです。

(表23)

市町村名	処理業者名 及び所在地	一般廃棄物の種類	搬入量	搬出量	
				不燃性 残さ	可燃性 残さ
門川町	株式会社黒田工業：日向市竹島町1番地86	燃やせないごみ、古紙類、ペットボトル、プラスチック製容器包装	542 t	94 t	1 t
美郷町	株式会社黒田工業：日向市竹島町1番地86	燃やせないごみ、缶類、あきびん、古紙類、古布類、ペットボトル、プラスチック製容器包装	400 t	29 t	1 t
諸塚村	株式会社黒田工業：日向市竹島町1番地86	燃やせないごみ、あきびん、古布類、プラスチック製容器包装	48 t	6 t	0 t
	株式会社日向：日向市大字日知屋17062番地50	古紙類、ペットボトル			
椎葉村	株式会社黒田工業：日向市竹島町1番地86	燃やせないごみ、あきびん、古布類、プラスチック製容器包装	73 t	9 t	1 t

※ 不燃性残さについては、日向市一般廃棄物最終処分場で埋立処分するものとします。

※ 可燃性残さは(表22)の搬入量の内数になります。

別表

別表 1 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日 現在 (50音順)

業者名	所在地	電話番号 (0982)	取扱廃棄物			
			家庭系 ごみ※ ₁	家電 4 品目※ ₂	事業系 ごみ	側溝 汚泥
株式会社 1. 2. 3	日向市大字日知屋 15837 番地	54-4363			○	
有限会社 クリーン日向	日向市大字富高 5961 番地 1	53-3109	○	○	○	○
株式会社黒田工業	日向市竹島町 1 番地 86	55-0055	△※ ₃	○	△※ ₃	
株式会社コーソク	日向市大字日知屋 12002 番地	52-5391			○	
株式会社日向	日向市大字日知屋 17062 番地 50	52-6903			○	
株式会社 日向衛生公社	日向市大字財光寺 1131 番地	54-5111	○	○	○	○
日向環境株式会社	日向市大字平岩 3987 番地 28	57-2466			○	
有限会社日吉産業	日向市大字財光寺 2795 番地	53-1101			○	
有限会社 別府金物店	日向市大字日知屋 7624 番地 1	52-4768		○	○	
株式会社 やまかわ興産	日向市大字細島 667 番地 12	53-7067			○	○

※1 家庭系ごみ： 一時多量ごみ、粗大ごみ及びその他市長が必要と認めたものに限ります。

※2 家電 4 品目： 家電リサイクル法対象物

※3 △： 自らが有する一般廃棄物処分業の許可条件で処分できるものに限ります。

別表 2 家庭系ごみ分別区分一覧表

分別区分		主な品目の例示	
燃やせるごみ		台所ごみ（生ごみ、貝殻、乾燥剤、台所用ラップ、おかずカップ、食用油、台所用アルミホイル等）、草木類（長さが 80 cm 以下かつ太さが 15 cm 以下のもの）、皮革・ゴム類、紙・布類（古紙類・古布類以外の物）、プラスチック類（プラスチック製容器包装、ペットボトル以外の物）、使い捨てカイロ、紙おむつ・ペットの砂（汚物を取り除く。）、非感染性の在宅医療廃棄物（輸液バック、チューブ等）、保冷剤、花火（水で湿らせる。）等	
燃やせないごみ		金属類（缶類以外のもの）、ガラス・陶磁器類（あきびん以外のもの）、その他複合製品（金属類、ガラス・陶磁器類等と他の素材が複合してできているもので容易に分離できないもの）等	
有害ごみ		蛍光管（購入時の紙箱又は紙等で包装する。）、乾電池、使い捨てガスライター、水銀体温計、モバイルバッテリー、電子たばこ等	
プラスチック製容器包装		容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製の容器包装（ただし、ペットボトル、ラップ、除草剤等の家庭園芸用薬品容器、在宅医療廃棄物、汚れが容易に取れないものを除く。）	
古紙類 （4 分別）	新聞・チラシ	新聞紙、新聞に折り込んである広告紙	
	段ボール	容器包装リサイクル法に基づく段ボール製の容器包装	
	紙パック	容器包装リサイクル法に基づく飲料を充填するための紙製の容器包装（ただし、原材料にアルミニウムが使用されているものを除く。）	
	雑誌・その他の紙	上記以外の古紙で、名刺サイズ以上の物（ただし、公益財団法人古紙再生促進センターの古紙標準品質規格に規定する禁忌品を除く。なお、事業系についてはシュレッター紙を含む。）	
古布類		衣類、シーツ、タオル、ハンカチ等（ただし、ダウンジャケット、皮革製品、布団、毛布、カーテン、カーペット、下着等を除く。）	
あきびん （3 分別）	無色のびん	容器包装リサイクル法に基づく無色のガラス製の容器	【備考】 油びん、乳白色のびんを除く。 また、一升びん・ビールびん・牛乳びん等のリユースびんは、できるだけ購入した店に直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。
	茶色のびん	容器包装リサイクル法に基づく茶色のガラス製の容器	
	その他の色のびん	上記以外の容器包装リサイクル法に基づくガラス製の容器	

分別区分		主な品目の例示	
ペットボトル		容器包装リサイクル法に基づくポリエチレンテレフタレート製の容器（ただし、ふた・ラベルを除く。）	
缶類 （2分別）	飲食用缶	容器包装リサイクル法に基づく鋼製又はアルミニウム製の容器包装（飲物又は食べ物、若しくは調味料等を充填するためのもので容量が18ℓ未満のもの。ただし、ふた・キャップの分別区分は燃やせないごみとします。）	
	カセットボンベ・スプレー缶	卓上コンロ用のカセットボンベ、消臭スプレー、制汗スプレー、殺虫スプレー等のガスが充填された缶（エアゾール缶）	
粗大ごみ	焼却系粗大ごみ	ゴルフバッグ等の皮革製品、衣装ケース等のプラスチック製品、籐製の椅子等、燃やせるごみのうち、おおむね80cm以上のもの（ただし、家具等の木製品は破砕系粗大ごみとします。）	【備考】 布団、カーペット等の折り畳めるもの又は傘等の細長いものは、ひも等で束ねた状態がおおむね1m以下であれば、集積所に持ち出すことができるものとします。
	破砕系粗大ごみ	自転車、家電製品（家電リサイクル法対象外）等、燃やせないごみのうち、おおむね80cm以上のもの	
一時多量ごみ		引越し、樹木の剪定等に伴い、1回に持ち出す量が30kg（おおむね4袋）又は指定袋の重さが1袋当たり10kg以上となる場合は、一時多量ごみとなり集積所に持ち出すことはできません。	
剪定樹木		剪定樹木を処理施設に直接持ち込む場合は、日向市剪定樹木リサイクル事業要綱に基づき、リサイクル可能な剪定樹木を分別した上で搬入するものとします。	
犬・猫等の死体		犬・猫等の死体は、原則、排出者が処理施設に直接持ち込むものとします。 排出者が処理施設に直接持ち込むことが困難な場合は、市が手数料を徴収した上で収集運搬することができるものとします。	

※ 燃やせるごみ、燃やせないごみのうち、指定袋に入らないもので、粗大ごみ、一時多量ごみに該当しないものは、ひも等で束ねる又は表示の貼付により集積所に持ち出すことができるものとします。

※ 携帯電話、ボタン電池、インクカートリッジは、製造業者が自主的に行うリサイクルシステムの利用を促進します。

※ 電子たばこの一部製品については、たばこ販売店等での回収を推奨します。

別表 3-1 燃やせるごみ収集日程

収集曜日	収 集 区 域
月・木曜日	南町・中町・本町・上町・旭通り・都町・北町1・北町2・中央・東草場・西草場・本谷・西川内・広見・中原・高見橋通り・春原・塩見地区・庄手（JR日豊本線より西側）・梶木（本深野）・古城ヶ鼻・千束口・日向台・迎洋園・花ヶ丘・財光寺地区（国道10号線より西側）・権現原・大谷尻・秋山・向洋台・駅通り・落鹿・高松・宮の下・幸脇・遠見・立縫・新町・石並・別府・飯谷・鶴野内・迫野内・八重原・寺迫・福瀬・田の原（丸山）
火・金曜日	上原町・永江・向江町・下原町・曾根・幡浦・鶴町・亀崎中・亀崎東・大王谷・庄手（JR日豊本線より東側）・梶木（本深野を除く。）・細島地区・堀一方・高砂・江良・公園通り・新生町・財光寺地区（国道10号線より東側）・鳥川・田の原（丸山を除く。）・笹尾・余瀬・平岩地区・小野田・田野・羽坂・仲深・坪谷・越表

別表 3-2 燃やせないごみ（有害ごみを含む。）収集日程

収集曜日	収 集 区 域
第1水曜日	上原町・永江・向江町・下原町（市道細島通線より北側）・曾根（市道細島通線より北側）・幡浦・鶴町・亀崎中・亀崎東・大王谷・庄手（JR日豊本線より東側）・梶木（本深野を除く。）・鳥川・立縫・新町・石並・別府・飯谷・仲深・坪谷・越表
第2水曜日	南町・中町・本町・上町・旭通り・都町・北町1・北町2・中央・東草場・西草場・本谷・西川内・広見・中原・高見橋通り・春原・塩見地区（権現原を除く。）・庄手（JR日豊本線より西側）・梶木（本深野）・古城ヶ鼻・千束口・日向台・迎洋園・花ヶ丘・田の原・笹尾・余瀬・駅通り・落鹿・高松・宮の下・寺迫・福瀬
第3水曜日	細島地区・堀一方・曾根（市道細島通線より南側）・高砂・江良・公園通り・新生町・下原町（市道細島通線より南側）・財光寺地区（国道10号線より東側）・平岩地区（JR日豊本線より西側）・小野田・田野・羽坂
第4水曜日	財光寺地区（国道10号線より西側）・権現原・大谷尻・秋山・向洋台・平岩地区（JR日豊本線より東側）・幸脇・遠見・鶴野内・迫野内・八重原

別表 3-3 資源物^{※1}（プラスチック製容器包装を除く。）回収日程

収集曜日	収 集 区 域
第 1 ・ 3 月曜日	平岩地区・美々津・幸脇
第 1 ・ 3 火曜日	市街地（南町・中町・旭通り・本町・上町・中央・都町） 北町1・北町2・広見・中原・高見橋通り・新財市・権現原・中村・奥野・ 永田・千束口・塩見ヶ丘
第 1 ・ 3 水曜日	寺迫・福瀬・鶴野内・迫野内・八重原
第 1 ・ 3 木曜日	幡浦・細島地区（清正、吉野川、地藏、八坂、庄手向、八幡、高々谷、 伊勢、宮ノ上） 堀一方（山手町、浜町、中堀町、平野町、深溝、伊勢ヶ浜）
第 1 ・ 3 金曜日	高砂・上原町・下原町・新生町・江良・永江・公園通り・曾根
第 2 ・ 4 月曜日	長江・山下・往還・切島山2
第 2 ・ 4 火曜日	比良・川路・松原・切島山1・秋山・向洋台
第 2 ・ 4 水曜日	小野田・越表・仲深・坪谷・田野・羽坂
第 2 ・ 4 木曜日	梶木・大王谷・亀崎中・亀崎東・鶴町・向江町
第 2 ・ 4 金曜日	本谷・西川内・東草場・西草場・春原・庄手・迎洋園・日向台・花ヶ丘

※1 資源物 ： 缶類、あきびん、古紙類、古布類、ペットボトル

別表 3-4 プラスチック製容器包装回収日程

収集曜日	収 集 区 域
毎週月曜日	上原町・永江・向江町・下原町（市道細島通線より北側）・曾根（市道細島通線より北側）・幡浦・鶴町・亀崎中・亀崎東・大王谷・庄手（JR日豊本線より東側）・梶木（本深野を除く。）・平岩地区・鳥川・田の原（丸山を除く。）・笹尾・余瀬
毎週火曜日	南町・中町・本町・上町・旭通り・都町・北町1・北町2・中央・東草場・西草場・本谷・西川内・広見・中原・高見橋通り・春原・塩見地区（権現原を除く。）・庄手・梶木（本深野）・古城ヶ鼻・千束口・日向台・迎洋園・花ヶ丘・幸脇・遠見・立縫・新町・石並・別府・飯谷・駅通り・落鹿・高松・宮の下
毎週木曜日	細島地区・堀一方・曾根（市道細島通線より南側）・高砂・江良・公園通り・新生町・下原町（市道細島通線より南側）・財光寺地区（国道10号線より東側）・小野田・田野・羽坂・仲深・坪谷・越表
毎週金曜日	財光寺地区（国道10号線より西側）・権現原・大谷尻・秋山・向洋台・鶴野内・迫野内・八重原・寺迫・福瀬・田の原（丸山）

※ 燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、プラスチック製容器包装は、年末年始を除き祝日や振替休日も収集を行うものとします。年末年始については、別途、「資源物・ごみカレンダー」「市の広報紙やホームページ」「市公式アプリ」でお知らせします。

※ 台風等の荒天時には指定した曜日どおりに収集・回収を行わない場合があります。

令和7（2025）年度日向市ごみ処理実施計画

令和7（2025）年4月発行
市民環境部 環境政策課
